

テレネットジャパン人権方針

1. 基本方針

テレネットジャパン株式会社(以下「当社」とする)は、企業活動において、すべての人の人権を尊重し、取り組みを進めます。

2. 国際基準の支持

当社は、国連の「国際人権章典」や国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」といった国際行動規範や、国連が提唱する「グローバル・コンパクト」の10原則を支持します。また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則(UNGP)」および欧州委員会の「UNGP導入に関するICTセクターガイダンス」、2015年に策定された「NECグループ人権方針」を参照して人権への取り組みを進めます。

3. 方針の適用範囲

本方針は、当社の全役員・全従業員(契約社員・嘱託社員・パートタイマー社員を含む)に対し適用されます。また、当社すべてのビジネスパートナーに対し、本方針の支持および遵守を求め、協働して人権尊重の責務を果たします。

4. 人権の尊重

当社は、人種、民族、国籍、出身地、社会的身分、社会的出身(門地)、性別、婚姻の有無、年齢、言葉、障がいの有無、健康状態、宗教、思想・信条、財産、性的指向・性自認及び職種や雇用形態の違い等に基づくあらゆる差別を禁止し、ハラスメントを行いません。また、いかなる形態の強制労働および児童労働(15歳未満)も認めません。当社は、労働者の団結権、団体交渉および団体行動をする労働基本権を尊重します。

5. 人権尊重責任の遂行

当社は、自らの事業活動において直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを理解し、他者の人権を侵害しないことはもとより、自らの事業活動を通じて人権への負の影響が生じた場合は是正に向け適切に対処します。ビジネスパートナーによる人権に対する負の影響が疑われ、それが当社の事業と直接繋がっている場合、当社は、ビジネスパートナーに対し人権を尊重し、侵害しないよう求めます。

6. 適用法令の遵守

当社は、事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。国際的に認められた人権と各国や地域の法令の間に矛盾がある場合、当社は、国際的に認められた人権の尊重に向けて努めます。

7. 教育

当社は、本方針が事業活動全体に組み込まれ定着するよう、また、本方針が理解され効果的に実施されるよう、当社の全役員・全従業員に対して適切な教育を行います。

8. 人権デュー・デリジェンス

当社は、人権デュー・デリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。この人権デュー・デリジェンスにより、人権への負の影響を特定し、その防止および軽減を図ります。

9. 救済

当社が人権に対する負の影響を引き起こした若しくはこれに関与したことが明らかになった場合、または、ビジネスパートナーを通じた関与が明らかになった場合には、適切な手段を通じて、その救済に取り組みます。当社は、職場における人権やハラスメントの通報窓口を設置し、通報者や通報内容の秘密を適切に取り扱います。また、通報者に対する不利益な取り扱いや報復を禁止し、通報者の保護を徹底します。

10. 対話・協議

当社は、人権への潜在的および実際の負の影響に関する対応について、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用し、関連するステークホルダーと協議を行います。

11. 情報開示

当社は、本方針に基づく人権尊重の、取り組みの推進状況について、ウェブサイトなどで開示します。

制定：2023年6月5日

改訂：2026年1月26日

テレネットジャパン株式会社

代表取締役社長 石川知子